

三重県防犯優良アパート認定業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は「三重県防犯優良アパート認定制度運用規程」に基づき、三重県防犯優良アパート共同認定機関(以下「認定機関」という。)が三重県内に所在するアパートにつき、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有するアパート(以下「防犯優良アパート」という。)であることを認定する業務(以下「認定業務」という。)に係る手数料(以下「手数料」という。)について、必要な事項を定める。

(手数料の区分)

第2条 申請者が納付する手数料は、認定業務の対象となる新築アパート、既存アパート、登録の変更、認定証の更新に区分する。

(区分ごとの手数料)

第3条 区分ごとの手数料は表1に示すとおりとする。

表1

区分	手数料	(税・金額単位)
① 新築アパート	1棟につき 87,000	(税込み・単位:円)
② 既存アパート		(税込み・単位:円)
③ 登録の変更	1棟につき 20,000	(税込み・単位:円)
④ 認定証更新	1棟につき 0	(税込み・単位:円)

ただし、
同一敷地内にある2棟以上の認定対象物件が、同一申請者、同時申請、同時審査となる場合においては、
①および②については、2棟目からは1棟につき 63,000円(税込み)とする。
①および②について2棟目からの建物の仕様が同一の場合1棟につき20,000円(税込み)とする
(認定証および認定プレートは1棟ごとに交付する。)
③については、2棟目から1棟につき 10,000円(税込み)とする。

(手数料の納付)

第4条 申請者は、防犯優良アパートであることの認定を受ける申請に際し、原則として現金にて認定機関に手数料を納付するものとする。ただし、銀行振り込みにより手数料を納付したことが確認できる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により納付する場合の振り込み手数料は、申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第5条 防犯優良アパートであることの認定を受けるための申請に際し、認定機関に納付した手数料は、返還しないものとする。

ただし、認定機関の責めに帰すべき事由により認定業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附 則)

この規程は、2023年9月1日より施行する。